

ショーン コリガン



私が見た北秋田 Kitaakita from My Eyes NO.116

連載10周年！！

市民の皆さま、とても暑い日が続き、涼しくお過ごしでしょうか。市民に快く受け入れていただき、おかげ様で今年8月に、本コラムの10周年を迎えることができました。この10年間、たくさんの方々から、「私が見た北秋田」の話題などについてあたたかく声をかけてくださり、大変ありがたく思っております。これからも市民の皆さまが、このコラムと一緒に少しでも楽しいひと時を過ごせたらうれしく思っております。

令和8年度に隔月掲載になり、このあいさつが一か月遅れて今年9月号に載っています。さて、10年前の広報きたあきた2016年（平成28年）9月号を振り返ってみますと、テーマは「阿仁の花火」でした。ふ

るさとのアメリカでは独立記念日にだけ花火をあげると書いておりました。今回の写真は、今年の米代川花火大会の様子が映っています。実は、今回の花火は7月4日に開催され、私が鑑賞している限りでは初めてアメリカの独立記念日と同じ日開催になって、大変楽しませていただきました！



- 15日(土) ▽北秋田市二十歳の集い(文化会館)
- 14日(金) ▽第54回合川まつり・第45回合川ふるさとまつり(合川公民館前駐車場)
- 7日(金) ▽秋田県北部地域夏期合同要望(宮城県)
- 6日(木) ▽北秋田市首都圏企業との懇談会(東京都)
- 5日(水) ▽あきたリッチセミナーinTOKYO(東京都)
- 4日(火) ▽衆参議員会館訪問(東京都)
- 3日(月) ▽立正大学剣道部表敬訪問(本庁舎)
- 31日(金) ▽秋田県北部地域夏期合同要望(東京都)
- 30日(金) ▽秋田県北部地域夏期合同要望(東京都)
- 29日(水) ▽北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合正副管理者会議・議会本会議(森吉庁舎)
- 28日(火) ▽北秋田市結核予防婦人会表敬訪問(第二庁舎)
- 27日(月) ▽北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合正副管理者会議・議会本会議(森吉庁舎)
- 26日(日) ▽北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合正副管理者会議・議会本会議(森吉庁舎)
- 22日(水) ▽鷹巣建設技能組合員交流会(交流センター)
- 21日(火) ▽鷹巣建設技能組合員交流会(交流センター)
- 20日(月) ▽鷹巣建設技能組合員交流会(交流センター)
- 17日(金) ▽鷹巣建設技能組合員交流会(交流センター)
- 16日(木) ▽鷹巣建設技能組合員交流会(交流センター)
- 15日(水) ▽鷹巣建設技能組合員交流会(交流センター)
- 14日(火) ▽鷹巣建設技能組合員交流会(交流センター)
- 13日(月) ▽鷹巣建設技能組合員交流会(交流センター)
- 12日(日) ▽鷹巣建設技能組合員交流会(交流センター)
- 11日(土) ▽鷹巣建設技能組合員交流会(交流センター)
- 10日(金) ▽鷹巣建設技能組合員交流会(交流センター)
- 9日(木) ▽鷹巣建設技能組合員交流会(交流センター)
- 8日(水) ▽鷹巣建設技能組合員交流会(交流センター)
- 7日(火) ▽鷹巣建設技能組合員交流会(交流センター)
- 6日(月) ▽鷹巣建設技能組合員交流会(交流センター)
- 5日(日) ▽鷹巣建設技能組合員交流会(交流センター)
- 4日(土) ▽鷹巣建設技能組合員交流会(交流センター)
- 3日(金) ▽鷹巣建設技能組合員交流会(交流センター)
- 2日(木) ▽鷹巣建設技能組合員交流会(交流センター)
- 1日(水) ▽鷹巣建設技能組合員交流会(交流センター)

市長ダイアリー

◇ 7月16日～8月15日



防災かわら版

問 総務課危機管理係 ☎62-6602

第43回

いざという時に、あなたはどう動く？

～「避難」の正しい意味を知り、命を守る行動を～

いつ起こるかかわからない自然災害。いざという時に慌てないためには、平時からの備えが何よりも大切です。災害から命を守るための「避難」について正しい知識を学びましょう！

1. 「避難」＝「避難所に行くこと」ではありません！

皆さんは「避難」と聞いて、どのような行動を思い浮かべますか？市の指定する学校や公民館などに行くことだけが避難ではありません。**避難とは「難」を「避」けることです。**現在いる場所が安全であれば、**わざわざ危険を冒してまで避難場所へ移動する必要はありません。**防災マップを確認し、ご自宅に浸水や土砂災害の危険がない場合は、自宅に留まって安全を確保する「在宅避難」も立派な避難行動です。また、安全な場所にある親戚や知人宅への分散避難も、日頃から検討しておきましょう。

2. 「避難行動判断フロー」を確認しておきましょう！

いざ災害が起きた時、自分がどう行動すべきか迷わないよう、平時から内閣府（防災担当）が作成している「**避難行動判断フロー**」を確認しておくことが重要です。

(1) **まずはハザードマップを確認**：自宅は危険なエリアに入っていませんか？

(2) **危険なエリア外（安全）**：自宅に留まる（在宅避難）

(3) **危険なエリア内**：安全な親戚・知人宅、または市の指定する避難場所へ立ち退き避難



「避難行動判断フロー」

3. まちがしやすい「避難場所」と「避難所」の違い

市が指定している避難先は、目的が異なりますので、違いを覚えておきましょう。



★指定緊急避難場所（まずは逃げる場所）

目的：迫りくる危険から命を守るため「**一時的に逃げ込む**」場所です。



★指定避難所（生活する場所）

目的：災害の危険が去った後、自宅が倒壊するなどして帰ることができない方が、「**一時的に滞在・生活する**」場所です。

4. 町内会・自治会の皆さまへ（自治会館等の活用について）

災害時、地域の皆さまの助け合いは非常に大きな力となります。

市から、地域の自治会館等の活用について2つお願いがあります。

1) 自主避難場所として自治会館等を開放した場合は「市へ連絡」を！

災害発生時、市が指定する避難場所以外に、地域で自主的に自治会館などを避難場所として開放していただいているケースがあります。その際は、市からの情報提供や物資支援、避難者の状況把握のため、必ず市（危機管理係）へご連絡くださいますようお願いいたします。

2) 新たな指定避難場所のご要望について

現在、市が指定避難場所に指定していない自治会館等について、地域の指定避難場所（または避難所）として提供可能な自治会館等がございましたら、ぜひ、市（危機管理係）までお知らせください。現地の確認や設備の要件等を踏まえ、指定に向けて協議させていただきます。